

岩手県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の名称について、次のとおり変更があった。

令和7年5月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

市町村名	施設の名称	
	変更前	変更後
釜石市	釜石市立中小川集会所	釜石市立小川・中小川集会所
	大橋地区コミュニティ消防センター	釜石市立大橋集会所